

## 平成 28 年度第 1 回軽米町再生可能エネルギー推進協議会議事録

○開催日時：平成 28 年 11 月 18 日(金)午後 1 時 30 分

○開催場所：軽米町役場 3 階会議室

○出席委員：14 名

○開会

(事務局)

本日はお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。定刻になりましたので、只今から今年度第 1 回軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催します。本日は、14 名の委員からご出席をいただいております、本日の会議は成立いたしました。

それでは、当協議会会長からごあいさつをお願い申し上げます。

○会長あいさつ

本日は、お集まりいただき感謝申し上げます。今日は、おだやかな天候でこのような日が続けばよいと思いますが、先般の県北の豪雨災害があったわけですが、幸い軽米町では沿岸地域に比べて人的、物的に大きな被害ではなかったようです。すぐ隣の久慈、岩泉で大きな被害があったわけで、何もないことのありがたみを感じていられるところでもあります。

今日の議題はそう大きなものではありませんが、計画の一部変更と現在の進捗状況等を説明いただき、岩泉の豪雨災害ということではないですが、何十年に一度という起きないような災害が頻発するという中で、計画の安全対策などを説明していただけるということなので、皆様方にもご理解をいただき、ご意見などあれば有効に活かしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。  
(事務局)

次に、町長が皆様にごあいさつを申し上げます。

○町長あいさつ

本日は、お忙しい中、再生可能エネルギー推進協議会にご出席をいただきありがとうございます。

さて、さきほど会長からもお話しがありましたが、先般の台風 10 号による当町の被害は、約 10 億円強という被害であり、被害個所が多いということで手続き等が困難を極めました。現在査定を進めているところであり、しっかりと災害復旧を進めていきたいと考えております。

再生可能エネルギーの施設につきましては、大きな被害はなかったわけですが、これまで進めてまいりました山内地区の軽米西・東が県からの同意承認をいただきまして、建設が始まるということで進めているところでもあります。詳しい説明が後であると思いますが、尊坊においても申請の準備をしているところであり、2メガの西山太陽光発電所もすでに売電を開始しており、またバイオマス発電においても 11 月から売電を開始しており、皆様方のご審議をいただきながら着実に進めて参りたいと考えております。そして、めぐみ基金につきましても山内地区の軽米西・東につきましては、すでに協定をいただいております、これからこれについても進めていきたいと考えております。

再生可能エネルギーの次の段階は、いかに地元貢献につなげていくか、果実が町民にいきわたるように最大限努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

次に、東北農政局から2名ご出席をいただいておりますので、全国の再生可能エネルギーの取り組み状況も踏まえて、ごあいさつをお願いします。

○東北農政局あいさつ

日ごろから東北農政局の業務推進につきましてご協力をいただき感謝申し上げます。また、先の災害について被害にあわれたということでお見舞い申し上げます。

農林水産省では、農山漁村における再生可能エネルギーを活用し、農林漁業の発展や農山漁村の活性化を図る取り組みを推進しているところです。2年ほど前に農山漁村再生可能エネルギー法をつくり、推進しているところであります。

軽米町におきましても早々に協議会を立ち上げていただき、太陽光発電をはじめ再生可能エネルギーを推進していただいているところであります。全国状況ですが、法律に基づく基本計画は、9月末現在全国で26の市町村が策定しており、東北地域では、8つの市町村で策定している。多いところは青森県の風力発電、盛岡市、山形庄内での風力発電、太陽光では軽米町、宮城県七ヶ宿町で取り組んでおり、当軽米町は、先頭のグループを走っていると考えています。基本計画も2年前に策定され、売電も開始されており、こうした成功している事例を全国で紹介しながら、取り組む市町村を増やして、農林漁業の振興を図っていきたいと考えております。

今後とも一緒になって推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。次に本年度事務局が変更になっておりますので、ご紹介いたします。

(事務局)

よろしくお願い致します。

(事務局)

それでは、協議に入ります。進行は、会長さんをお願いします。

(会長)

それでは、協議に入らせていただきます。協議事項第1号 軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部変更について事務局説明願います。

(事務局)

軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部変更について説明させていただきます。資料配布をさせていただきますが、A4版が全体の計画案で、A3版の新旧対照表で説明させていただきます。

農山村活性化計画については、昨年12月に一部改正をしておりますが、今回事業の進捗状況等により、特に林地開発の事前協議などがありますが、これに関連して農山村活性化計画の16ページ、17ページが変更となります。16ページですが、右は旧の表ですが、促進する区域A地区は、鶏ふんバイオマス発電で11月3日から売電開始をしております変更ありませんが、B、C地区について山内地区の軽米西・東地区ですが、八戸道を隔てた西側、東側ですが、B地区ですが、表の右側の新の表で大字山内第4地割104、110～112番、第5地割11番が追加になります。C地区ですが、主な内容としまして、大字軽米第22地割203～204が事業の拡大によりを追加となります。事業区域は、300.6ヘクタールから302.2

ヘクタール、内訳として開発行為面積が119.0ヘクタールから123.1ヘクタール、残地森林面積が181.6ヘクタールから173.6ヘクタール、森林面積の計は、300.6ヘクタールから296.7ヘクタールとなり、その他として道路等ですがこれまでゼロであったものが、事業区域の精査の結果、5.5ヘクタールということで変更するものです。なお、山内B地区は、工事に入っていますが、C地区については、再エネ法に基づく設備整備計画、林地開発関係ですが、特例の協議を行い11月9日に県から同意をいただいております。これを踏まえて、町からの事業者に対する設備整備計画の認定は来週を予定しております。D地区については変更ありません。雪谷川ダムのところで4.1ヘクタール、2メガワットですが、8月12日から売電を開始しております。次にE地区については、軽米・尊坊太陽光発電所ですが、小軽米第20地割3～7と4を外して3と5～7と変更するものです。全体の区域面積は、156.0ヘクタールを林地の協議を進めている中で、事業区域を精査した結果、114.1ヘクタール、40ヘクタールほど減となります。開発行為面積は、117ヘクタールが57.8ヘクタール、残地森林は39.0ヘクタールが52.4ヘクタール、合計で156.0ヘクタールから110.2ヘクタール、その他これは道路等でありましたが、3.9ヘクタール、全体の計で850.1ヘクタールから809.8ヘクタールと林地開発の関係で面積が減と変更となります。以上、事業の進行上、地番、面積の変更となります。この部分について変更させていただきたいと思っております。図面についても面積の変更等から形状が変更となります。次の17ページについては、変更箇所は、E地区について43MWを40MWに変更するものです。以上でございます。

(会長)

ご質問、ご意見はございませんでしょうか。私からですが、B地区の第4地割104、110～112番、第5地割11は増えたのでしょうか。

(事務局)

追加となります。事業区域としては、入っていましたが、本表に表示されていなかったものです。

(会長)

面積が変わらないで、表示地番が表示されていなかったことですか。

(事務局)

本表に表示されていなかったものです。

(会長)

E地区のところで、第20地割の4が抜けたことですか。実際の面積も付随して除外されたということですか。

(事務局)

そのとおりです。大きなくくりで第何地割何番地とし表示しておりますが、番地の下にさらに枝番で細かく分かれておりました。全体で42ヘクタールほどの減ということでもあります。

(会長)

このまま見ると、第20地割4が42ヘクタールの減というように見られますが、そうではないのですか。

(事務局)

小軽米第20地割ですが、筆数がかなりあり、図面をみていただくと、変更後の形状は、左右の区域が削れた状況となっており、これは当所計画156ヘクタールでありましたが、現在林地開発の設計等を進めていますが、設計精査の結果に

において変更となったものであります。

(会長)

そうしますと、本表における区域の所在と面積は、リンクしていないということでしょうか。

(事務局)

区域の所在については、大きく大字山内第4地割、大字小軽米第1地割、大字小軽米第20地割とかの字境で表示することもあります。この表ではA地区では、大字晴山第2地割40-1という枝番がついていますが、BからFについては、枝番をつけないで表示しているものであります。枝番のついた筆数が相当あり、全体で42ヘクタール減になったものです。

山内BとかCの筆数が100から200ということになりますが、大きな区分の地番までの表示とさせていただいております。表示上は、小軽米20地割4番地が減という表示ですが、3番地等においても変更になっており、全体で42ヘクタールの減となっております。

(会長)

赤字のところの変更ということで見えていましたが、3番地、5番地、7番地でも変更があるということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(町長)

4番地が全部なくなり、さらに、たとえば3番地の1がなくなったということですか。

(事務局)

小軽米第20地割3、4についても枝番があり、5、6、7番地にも枝番があり、71番地、72番地にも枝番がありますが、4番地の全部をなくして、さらにそれ以外の番地において変更があり、全体としての面積の変更であります。

(会長)

B地区は、面積に変更なく所在の変更で、E地区は、所在も変わって、面積も42ヘクタール減となる変更ということですが、皆さん、ご理解をいただけたでしょうか。他にご質問、ご意見はありませんか。

所在の部分については、現地で知っている、知らないというところもあるので、しっかりと対比させていただいているということ、ご理解をいただくということよろしいでしょうか。

(委員)

17ページの表でC地区ですが、最大発電量70MWということですが、現在開発着手が目前となっている中で暫定ですが、80.8MWということでポイントを上げております。今後は、80.8で進めていきたいと考えております。計画書の修正が必要となります。

(会長)

いずれ、確定した段階で計画の修正をしていくということになりますね。

(委員)

そのように考えております。

(会長)

他にありませんか。それでは、協議事項の計画の一部変更については、ご承認いただいたということにします。

次に、報告事項の進捗状況について各事業者からご報告をいただきたいと思います。

(委員)

よろしくお願い致します。本日お配りしている資料、軽米東・西発電所説明資料で説明させていただきます。

内容としましては、東発電所の事業概要、二つ目は防災の考え方ということで、集中豪雨や台風等への対策、三つ目はすでに着工している軽米西の工事進捗状況について説明させていただきます。1ページの軽米東発電所の概要ですが、計画書Cのところですが、さきほど申し上げたとおり発電容量 80.8MW、設計の改善を図って発電ポイントを上げるよう努力しているところであり、いずれ計画の修正をさせていただきたいと考えております。開発面積は 123 ヘクタールで、設備整備計画の申請面積として賃借面積が約 300 ヘクタールとなっており、実際に伐採を行って設備等を置く面積が 123 ヘクタールという意味合いで半分以上は森林として残す計画となっています。

事業者ですが、実際に事業を行うのは、弊社等が出資して設立した合同会社が事業を行います。工事の着手は、今年末を予定、運転開始は 2019 年、平成 31 年秋頃を想定しております。図面の緑色のところが残地森林あるいは造成森林で森林として残すところで、茶色の部分は、パネルなどを設置するところ、青い部分は、防災設備としての調整池であります。2ページのスケジュールですが、私どもは、土地を借り受けして事業をさせていただくということで、岩手県から開発許可をいただいて、軽米町から設備整備計画の認定をいただく予定となっており、これによって工事に着手するということですが、先ほど町長からのお話しにもありましたように、今月の 9 日付で岩手県から設備整備計画の認定への同意をいただいており、本日の本協議会を受けて、予定としましては来週中には軽米町からの設備計画の認定をいただけるものと考えており、これによって工事に着手していく予定であります。土地は、予約契約で確保しており、問題なく利用できる状況にあり、工程表は申し上げたとおりですが、今月認定をいただき次第、12 月 1 日工事着手をする予定としております。冬期間は大規模な造成工事等が行えないので、春先以降伐採工事などを進めていきたいと考えています。売り先は東北電力で電力の受給契約については、今月中に締結の見込みであります。次のページ 3 ページですが、事業の体制ですが、弊社単体では事業を行いません。大きな事業であり、軽米東ソーラーが事業会社になり、これに対して A から C 社の大手のリース会社や弊社で出資し、お金は、大手の銀行等から融資を受けて、軽米東ソーラーが事業を行います。

軽米町からの全面的な支援を受けており、事業実施にあたっては、納税、寄付金など地元貢献を含めてお返ししていきたいと考えております。工事事業者、メンテナンス等の事業者を介して地元での雇用として、土木工事や草刈り業務などで地元をお願いするという事で地元還元していきたいと考えております。パネルの供給は、ハンファ Q セルス、JA ソーラー社の 2 社のものを使用します。

なお、地権者からは、土地を賃貸借により利用させていただきます。

4 ページのイメージですが、平成 31 年冬以降ですとこのような風景が見られると思います。軽米西・東ソーラーですが、折爪サービスエリアを挟んで東西に分けて合計面積 450 ヘクタールで、125MW を超える規模で発電事業を行うものです。事業概要は以上であります。

5 ページ、6 ページは、私どもが山間部での事業経験もあるということで、熊

本県大津町でのノウハウや経験を活かして取り組んでいきたいと考えております。平らなところにパネルを設置するというイメージがあると思いますが、こうした傾斜、最大傾斜 30 パーセントのところに設置しているということで技術に関してしっかりと対応できるものと考えております。

7 ページですが、防災設備の考え方ですが、一番怖いのは水の災害であります。伐採して事業を行うということで、どうしても森林の対応力をどうしても落とすことになるので、これをどのような対策で補っていくかということになりますが、大雨に対する対策として、岩手県の基準に従い 30 年に 1 度の確立の豪雨を想定した防災設計として、下流域への流下能力を把握して、影響のないよう設計していくということで、これに対応した洪水調整池を設置して、大雨が降っても一度に流出しないように一時的に貯留し、少しずつ放流をしていくということになります。

8 ページは、今申し上げたことを示した資料ですが、どうしても伐採すると保水能力が若干失われるので、そのまま表面を流れることになり、このため調整池を設置して一時的に貯留して少しずつ流していくということで、大雨時に一気に水が出ないようにしていくことになります。9 ページは、設置例ですが、簡単に言いますと防災ダムであります。大きく違うところは、大雨対策であり、普段は水がない状態となっているものであります。10 ページは、軽米東ソーラーの調整池計画ですが、区域面積 300 ヘクタールで水域として、瀬月内川と外川目川の 2 に分かれます。さらに支流、沢があり、この中に 17 基の調整池を設置する計画です。流域は 12 流域であります。11 ページは、流域ごとにどこの流域をどの調整池が受け持つかという色分けした資料であり、岩手県の指導により作成しているものですが、水の量や範囲に見合った調整池を詳細に設計して設けることにより、下流域に大雨の時に影響を及ぼさないようにしていくものです。

12 ページは、管理についてであります。施行の際に出る土は、事業地内で切土、盛り土で利用し、場外搬出はしないこととしております。また、調整池の保守点検等について流入する土砂などについては、浚渫などにより管理をしていきます。下流域への影響については、水利権をもっている方には説明をしておりますが、冷水が急に出ないように、濁水が出ないようにまた、農薬を使用しないように配慮していきます。

13 ページの調整池以外の防災の取り組みについてですが、施工中については、仮設の沈砂池や仮設の排水管を設置するなど工事を施工中であっても防災対策を講じて参ります。残地森林の適正管理については、防災上の意味合いもありますので、森林経営計画を策定し予算を確保して管理して参ります。台風やゲリラ豪雨など想定外の天候などへの対応としまして、雨量計を設置してモニタリングを行い、軽米町とも連携した体制を作って対応して参ります。具体的には、雨量が一定量を超えた場合の対応や定期的なパトロール、実際に災害が起きた場合の対応などの体制を作って参ります。

14 ページは工事進捗状況ですが、軽米西発電所については、本年 5 月に本格着工をしましたが、現在伐採を行っている。また、調整池を作るための仮設の沈砂池の設置の準備をしているところです。これは岩手県からの確認をいただきながら進めているところです。パネルの設置は、来年以降となります。15 ページは、現状の写真ですが、仮設沈砂池の造成状況、管理用道路整備状況、調整池流末工事の状況、伐採作業中の状況写真です。予定通り施工は進んでいるところであります。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。事業の概要のところでご質問、ご意見はありませんか。  
(特になし。)

(会長)

防災対応のところではご意見ご質問、ご意見ありませんか。

私からお聞きしますが、豪雨の30年の確立というのは、どのような数値なのでしょう。

(委員)

極端な例で言いますと、1時間当たり140ミリという降雨ということでありませす。こうした雨に耐えられる施設ということになります。

(会長)

140ミリというのは、結構大きな数値ですね。

(委員)

いっぺんに降る量と蓄積して降る量と短時間での量などいろいろな考え方がありますが、今は、その一つを申し上げました。

(会長)

今回の集中豪雨は、時間当たりが80ミリという気象庁の予想であったが、実際には100ミリを超えていなかったようですが、140ミリというはかなり大きな数字だと思います。北上山系は、花崗岩など堅い岩盤であり表面だけが風化しており、保水能力があまりないというのが実態であり、今回樹木がたくさん流されて、これが間伐材という話もあったが、実際は根こそぎ流されたものということがわかっていますが、土層が薄いので水量によって生えている木が流されたということで被害が大きくなったということが分かっております。これだけの雨でこれだけの被害出るということで、開発した後にはどんな雨にも耐えられるということは不可能な話であって、少なくとも開発したことによって、より被害が大きくなったということにならないようにすることが現実的にできる対策であろうと思います。実際に災害が発生するといろんなことが言われますが、少なくとも対策は、ベストに近い対応ができていれば、認めてもらえるのかとも思います。そのような前提で計画は策定されていると思いますので、できるだけの対応はやってくれるものと考えております。他に、皆さんから何かありませんか。

(委員)

面積は、かなりあるが抜根材などはどのようにしていくのか。

(委員)

抜根材については、できるだけ場外搬出をせずに、現場で土砂流出防止対策などに利用し、他は場外に搬出し、一部は産廃、あるいはチップ化してバイオの燃料などに利用する計画です。

(会長)

大量の樹木を活かして再エネに活用できればよいと思いますが、町内には、処理するところがないですか。

(委員)

町内には、ありません。ただチップ化するマシンなどは検討できるかもしれませんが、しかし、同時にできるだけ産廃にはしたくないと考えております。

(会長)

このへんの計画が具体化した段階で、報告をしていただきたいと思います。

(委員)

そのようにさせていただきたいと思います。

(会長)

他にご質問、ご意見はありませんでしょうか。なければ、次の報告をお願いします。

(委員)

本日は代理で出席させていただいております。D地区からF地区について説明させていただきます。

D地区の軽米・西山地区については、事務局からの説明にもありましたが、8月12日から売電を開始しております。4月に町民説明会を開催し、資料の最後にあるような調整池を設置するよう要望があり調整池を設置しました。その後の台風10号においてもオーバーフローするようなことはありませんでした。これは、監視カメラでも確認をしております。

E地区の軽米・尊坊地区については、電力会社と7月に工事負担金契約をし、翌月それに基づいて金額の一部をお支払いし、8月に町民説明会を開催し、その中で豪雨の30年の確立に基づく、4ヶ所の調整池を設置することを説明させていただきました。その後9月に軽米町に設備整備計画の認定申請の事前協議書を提出し、軽米町は11月4日岩手県森林保全課に対して、事前協議の申請をしてチェックを受けているところであります。今後の計画につきましては、森林審議会の同意を2月ごろいただければ、春先の4月ごろから工事着工をしていきたいと考えております。

F地区の高家地区については、今月中に東北電力との工事負担金の契約をしまして、来月この一部を支払する計画となっております。今航空測量を行い、図面を12月中に作成し、その後パネル設置や防災施設などの計画を策定して、来年の森林審議会へ諮ってもらえるよう準備を進めて参ります。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。何かご質問等ありませんでしょうか。住民説明会の時に何か特記するようなことがあれば説明願います。

(委員)

軽米・西山については、調整池を設置するよということによって設置させていただきました。軽米・尊坊につきましては、希少植物があり移植の際に、移植先の土壌などについて専門機関等からの意見や指導をいただくよということがあり、適切に対応していくことにしております。一部については、すでに移植済みであります。

(会長)

何か、ご質問、ご意見ありませんでしょうか。なければ次の説明をお願いします。

(委員)

資料を用意してなくて申し訳ございません。4.3ヘクタールの面積で開発行為を行っております。11月3日午前零時から売電しており、売電先は、パルシステムの外郭の電気会社に供給をしています。パルシステム様には、当社の肉が出荷されており、また軽米町の雑穀などのつながりもあり、軽米町から食べ物や電気を供給していくというコンセプトで進めております。

11月3日から売電をしていますが、当初毎日400トン燃やすという計画を立てていましたが、6月ぐらいから試運転調整をしている中で、意外と含水率が低かったり、鶏糞のカロリーが高いことなどから、1,700キロカロリーとして設

定していましたが、意外と燃料を燃やさなくても発電をできているという状況となっています。340トンから350トンぐらいで夏の間は足りるものとみております。冬になりますと含水率が高くなってきますますので、もしかすると400トンに近いぐらい必要になってくるかもしれません。

次元の違う話になりますが、ブロイラーの育種改良が進んでおり、3キロで出荷していますが、体重の2倍の餌を食べていたものが、1.8倍とか1.9倍ということで、餌を食べなくても肉ができるという育種改良が進んでおり、4年前に比較して処理羽数は増えていますが、鶏糞量は減ってきている状況の中で、意外と鶏糞をいっぱい燃焼しなくても発電できるということは、当社としてはいい方向に進んでいると考えています。

鶏糞については、農場から直接運搬する場合と古い農場でありますと異物が入ったり、成績が悪い農場ですと含水率が高いものについては、コンポスト工場で攪拌して水分を調整して運搬しております。若干手間と運賃が高くなりますが、トラブルを起こすよりはいいということで進めております。またこれから季節が変わってきますと含水率が高くなるなどが予想され、燃えるか燃えないか、燃料が詰まるなどの知見が浅いものですから、トラブルが無いよう職員が目を光らせて運転しているところです。

職員ですが、説明会の都度動いておりましたが、22人で運営をしており、まだ設備メーカーからも若干手直しなど行っていただいておりますが、24時間の運転は、職員3人のチームを4班つくる12時間交代体制で日勤8時から12時間と深夜と休みという運営をしているところです。今のところは安定的に順調に運営されています。

防災についてであります。まだ工事途中でしたが6月15日に重油を流失させてしまったことがあります。施設引き渡し前とはいえ、当社の施設から流出したものであり、消防検査を受けてから使用していたものですが、重油を送るポンプのメーターですが、9キロの圧がかかっている、水道よりも大きい圧がかかっているところであり、そのメーターが壊れたことにより重油が流失したもので、調整池を経由して専用配管を通過して瀬月内川に流れたものであります。土地改良区様、県、軽米町様にたいへんな迷惑をかけてしまいました。2週間ほど重油の回収等の事故の処理を行いました。今後このような事故を起こさないよう、また仮に起こったとしても外に流出しないよう対策をとっているところです。

当社の降雪、豪雨に対する対策についてですが、この現場は26年9月から工事が始まり3か年間が経過しておりますが、この間にも雨や雪、豪雨の時もありましたが、2.4ヘクタールを林地開発しておりますが、この中で30年確立を想定した調整池を設置しており、3,600トン、25メートルのプール10杯分に相当するものであります。この3か年の状況を見る限りにおいては、調整池をオーバーフローしたことはありません。万が一何か流れてもそこで止めるところができるようにしており、またそこからながれる水は、専用管で川に流れるようにしており、農地等への影響の無いようにしています。

以上でございます。

(会長)

順調に稼働しているということですが、鶏糞バイオマスについては、ずいぶん前から計画されてきたものですが、順調に進んでいるということであればたいへんいいことだと思います。何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

(委員)

鶏ふんは、1日400トン使うということであったが、1日10トントラック40台が運搬するということになりますか。

(委員)

はいそのとおりです。鶏糞ダンプでおおむね10トン積載できるトラックで40台ということになります。軽米町に発電所を設置した理由として、当社の農場の分布が、岩手県内ですと久慈方面、八幡平方面に多くあることから、その中心が軽米町であり運送効率もよいことから、ここに設置することにしました。これまでは二戸市2か所、軽米町2か所、大野、山形など県北地区で7か所のコンポスト工場があり、それぞればらけて運搬していましたが、そのうち40台が発電所に運送することになります。ミニアセスも実施しており、交通量調査も実施しておりますが、40台が通行することは大きな負荷ということの住民からの声もありましたが、1日800台から1000台ぐらい、上り下りで1,500台が通行するようではありますが、そのうちの40台ということです。

(委員)

これから冬期間になるが、凍結したりするところも出てくるので、運行については、事故のないよう安全に運行できるようにしていただきたい。

(委員)

運搬につきましては、朝夕の運行は極力抑えて、朝9時から午後4時の間で運行する計画としております。また、町道ですが、当社においても融雪剤を撒いて凍結防止対策などに取り組んでおります。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にありませんか。

これまで進捗状況や防災対策などについて説明をいただきましたが、この事業は、町の将来がかかった事業でもありますので、つまずきの無いように、特に地域の方々から何だこれはというようなことの無いようにできるだけの努力をしていただきたいと思います。また、いろいろな事態が起こってくると思いますが、臨機応変な対応が必要となってくると思います。せっかくですので、振興局農政部さん、農林振興センターさん何かありませんか。森林保全課さん何かありませんか。

(委員)

申請書類関係の審査等で助言、指導をしているところであります。

(会長)

東北農政局さん何かありませんか。

(課長補佐)

事業の進捗状況などの報告をいただきまして、順調に進んでいると思います。計画をつくって施設が整備され、売電が開始されてその利益が農林業の振興や町の活性化につながっていくことが農山漁村再生可能エネルギー法の目的でもあるので、目的達成に向けて今後ともよろしくお願いをします。

(委員)

県北振興局農政部で農地の方を担当しておりますが、鳥インフルエンザの対策として、鶏糞を県北地域から集めてくるようですが、今年不穏な動きが出始めているようですので、車の移動など対策についてよろしくお願いをします。

(委員)

国内で2例、北海道と関西の方などの動物園で飼育されている白鳥から鳥イン

フルエンザが出たということで、ブロイラー協会として11月から3月までは、インフルエンザ月間としてすべての施設への出入りの規制をしており、バイオマス発電施設もこの中に入ります。従って見学ができない状況にあります。トラック等の消毒は実施しています。万が一発生した場合に、大きなダメージを受けますので、対応に万全を期していきたいと思えます。

(会長)

私のふるさと秋田の動物園でも発生したと聞いていますが。

(委員)

秋田市の大森森林公園で発生しています。

(会長)

このように一つでると連鎖的にいろんなところに影響が出ますので、広がらないようにしていただきたいと思えます。

地元の方々から何かありませんか。

(町長)

皆さんからいろいろとご説明を受けましたが、これまでもお願いして参りましたが、安心安全な施設をつくっていただくこと、事業継続中でも安全な対応していただくことはもちろんですが、ぜひ地元貢献として雇用の関係、地元企業の参入、鶏糞発電所においては、雇用のみならず鶏糞運搬について町内にも業者がありますので、優先的に使っていただくようお願いしたいと思えます。広く経済効果を出していきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

(会長)

関連するかもしれませんが、町民の方々にこの事業はメリットがあるのだということを理解していただくためにも、実際に稼働したときにどんな状況になるのか先進地視察の話も出ていたと思えますが、事務局としてどのような対応をしていますか。

(事務局)

ご紹介したいと思えますが、一般町民を対象として、今月29日に青森県六ヶ所村の日本最大規模の140メガワットの太陽光発電施設ですが、こちらの視察を計画しており、参加者の募集をしています。

委員の皆様にもご参加をお願いします。町のバスを使用します。まだ人数に余裕がありますのでご参加をお願いします。

(会長)

いつ、何時という具体的なことがわからないと参加者も都合調整できないと思えますので、ご説明をお願いします。

(事務局)

11月29日、役場を9時に出発しまして、六ヶ所村 小川原湖の北になりますが、施設を視察する予定としており、午後3時ごろに帰町する計画としております。なお、昨年は11月に滝沢市の岩手山の麓ですが、40ヘクタールの林地開発対象となったメガソーラー施設と金ヶ崎町の稼働しているメガソーラー施設の2か所を視察しております。

(会長)

理解・啓発に努めているようですが、本日は地元の方々が少ないがようですが、地元の委員の方々には、ぜひご案内して出席していただけるようにしていただきたいと思えますが。

(事務局)

かるまいテレビや各戸配布のお知らせ版で参加者の募集しております。また地権者協議会がありますので、そちらにもご案内するとともに、委員の皆様にもお知らせして、多くの皆さんから参加をしていただけるようにしていきたいと思えます。

(会長)

特に委員の皆さんには、何かの形でお知らせをしてください。お願いします。その他として何か委員さんからありませんか。事務局から何かありませんか。

(事務局)

報告事項ということで、町の再エネ計画に基づく設備整備計画の認定状況について説明をさせていただきます。

B地区山内地区の軽米西の事業については、本年1月4日に法律に基づく第1号として設備整備計画の認定をさせていただきました。

お手元にある冊子で設備整備計画に係る認定通知書の資料ですが、第2号としてD地区の2MWですが、7月に申請をいただき8月に認定をしております。

次に再生可能エネルギー発電設備の整備の内容であります。(2)は発電設備の整備を行う期間、(3)は発電設備の使用期間、3は農林漁業の健全な発展に資する取り組みですが、寄付金をいただき基金化をすることとしております。6の原状回復に関する事項として必要な資金を積み立てることとしてとっております。別表になりますが、整備に関する必要な資金の調達方法などがあります。

次に、A地区の認定通知ですが、10月4日に設備整備計画の認定をしております。認定条件として、環境保全や防災対策として異常気象、ゲリラ豪雨などへの対策、残地森林の維持・管理に関する協定、公害防止協定などの順守など、しっかり対応するよう条件を附して認定をしております。認定条件の4については、町内に2か所の鶏舎等の施設を建設していただいております。雇用などを含めて農林業の健全な発展や地域の活性化に結び付く取り組みを進めていただきたいと思います。

設備整備計画の内容ですが、平成26年9月から工事を始めまして、本年11月3日から売電を開始しております。整備計画の認定状況ですが、第1号B地区の事業ですが1月8日、次にD地区の事業が8月5日、次いでA地区に係る認定をしているところです。

次にC地区ですが、11月22日に認定をすることで準備を進めております。E地区については、本年度末か来年度当初に認定をまた、F地区については、来年度中に認定をできればということで進めているところです。以上です。

(会長)

何かご質問ご意見ありませんでしょうか。

(特になし。)

それでは、以上で協議は終了とします。

(事務局)

皆さんの方から、特にご意見等が無いようですので、本日の会議は終了します。ありがとうございました。